

神奈川県立特別支援学校では、  
医療的ケアが必要な子どもたちの通学を支援してくれる  
**看護師と福祉車両を探しています**

**【事業内容】**

医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、看護師同乗の福祉車両により通学を支援しています

**看護師**



**【対象となる事業者】**

訪問看護ステーションや  
NPO 法人等の事業者

**【料金】**

見積金額により学校と調整します

**【回数】**

月 1 回、週 1 回からでも可能

**福祉車両**



**【対象となる業者】**

道路運送法に基づき、  
旅客自動車運送業を実施している  
事業者や自家用有償旅客運送を  
実施している事業者

**【料金】**

時間単価、介助手数料をお支払いします

**【回数】**

月 1 回、週 1 回からでも可能

医療的ケア児宅



学校



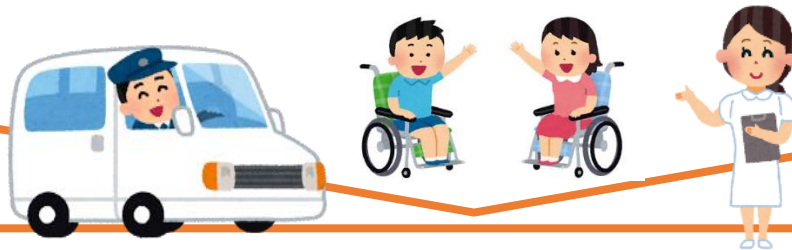
詳細はこちらへ  
ご相談ください

県教育委員会 特別支援教育課  
☎ 045-210-8276

## ～医療的ケア児通学支援事業 主な業務の流れ～

### 1 事前手続き

- ① 訪問看護等事業者、福祉車両等事業者へ保護者・学校から依頼
- ② 事業者が依頼を承諾
- ③ 訪問看護等事業者・福祉車両等事業者と学校・保護者が契約締結
- ④ 試走・打合せ
- ⑤ 通学支援開始



### 2 運行中の主な業務

#### ★車両運転手

- ・ 乗降介助
- ・ 車いす固定
- ・ 運行
- ・ (医療的ケア実施時)速やかに安全な場所に停車
- ・ 緊急時の対応

#### ☆看護師

- ・ 対象児童生徒の体調の観察等
- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 緊急時の対応
- ・ 保護者、学校職員との引継ぎ

**\*車内で実施する医療的ケア\***  
気管カニューレ・エアウェイ等の管理  
吸引(鼻腔内、口腔内、気管カニューレ内)  
酸素管理、人工呼吸器管理等

### 2 事後手続き

- 運行ごと…学校への業務終了報告、乗車記録シート等の提出
- 月ごと…実績報告書の提出(訪問看護等事業者)  
運行状況報告書の提出(福祉車両等事業者)